

子育て世帯への食を通じた
つながり支援補助金

募集案内

令和4年1月

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響で生活が厳しい状況になるなど、支援につながっていない又はつながりの希薄な子育て世帯等を、食品等の提供を通じて、地域や行政等につなげることを目的として、民間団体等が行う多様な取り組みに対して、予算の範囲内で補助を行います。

2. 補助対象事業

「新型コロナウイルス感染症の影響で生活が厳しい状況になるなど、行政等の支援につながっていない又はつながりの希薄な子育て世帯等（以下、対象者）へ食品等を提供できるよう工夫すること」及び「食品等の配布を行う場合は、対象者ができるだけ人目を気にせず取りに来られるよう工夫すること」を条件として対象者に食品等を提供するとともに、食品等の提供を行った対象者に対し、必要に応じて行政や地域等の支援につなげる場合に補助対象とします。

なお、食品等の配布を行う場合は、配布場所について、地域住民の理解と協力を得られることが前提です。

(1) 事業対象者

新型コロナウイルス感染症の影響で生活が厳しい状況にある子育て世帯（おおむね週10世帯以上の参加が見込まれること）

(2) 実施内容

下記のいずれかに該当する方法により対象者に食品等を提供するとともに、食品等の提供を行った対象者に対し、必要に応じて地域や行政等の支援につなげる

- (ア) スポット的に場所を借り上げるなどし、週1回以上かつ1日あたり3時間以上、食品等の配布を行う
- (イ) テナント等を常時借り上げ、週2回以上かつ1日あたり3時間以上、食品等の配布を行う
- (ウ) 月1回（年12回）以上、対象者の自宅へ食品等を配送する
- (エ) その他、補助対象団体が提案し、神戸市において認められた方法により提供する

(3) 補助対象外となる事業

- ① 営利を目的とした事業

- ② 政治的活動・宗教的活動
- ③ 有料で行う事業
- ④ 「神戸市こどもの居場所づくり事業補助金」と重複する事業
- ⑤ 国、兵庫県、神戸市（④を除く）、民間団体からの助成や受託事業等と重複する事業
- ⑥ その他、趣旨に合致しない事業

(4) 留意事項

- ① 食品等は、原則として神戸市の委託する食品拠点業務受託事業者（以下「食品拠点」という。）より提供するものとします。
神戸市及び食品拠点とは、別途「食品の譲渡に関する合意書」を締結いただきます。
- ② 食品拠点からの食品等の受け入れに際しましては、補助対象団体より食品拠点到連絡の上、必要数量、配送日等の調整を行ってください。ただし、食品拠点の在庫量によっては、希望通りの数量を提供できない場合がありますので、あらかじめご留意ください。
- ③ 補助対象団体が決定された際は、連絡先や食品等の配布場所等を神戸市 HP 等で公表する予定です。
- ④ 児童館等の指定管理者となっている団体が本事業を実施する場合は、事前に指定管理所管課に承認を取ってください。

3. 補助対象団体

神戸市内に主な活動拠点を有し、市が適当と認める地域活動又は児童の支援に資する福祉活動等に関する活動実績を 1 年以上有する団体であり、かつ、子育て世帯への食を通じたつながり支援事業を継続して実施できる団体が対象です。

なお、法人格を有しない団体（ふれあいのまちづくり協議会等地域団体は除く）においては、下記のすべての条件を満たしていれば申請可能です。

- ・ 団体の構成員が 10 名以上
- ・ 構成員の過半数が神戸市内在住・在勤または在学
- ・ 構成員の過半数が地域活動又は児童の支援に資する福祉活動等の 1 年以上の活動実績を有すること

[補助対象外となる団体]

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に定められた暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体
- ・ 宗教的活動又は政治的活動を主たる目的としている団体

4. 補助金額

補助金額は、下表に掲げる補助基準額を上限とし、予算の範囲内で決定します。

【補助基準額】

補助対象事業		補助基準額
(ア)スポット的に場所を借り上げるなどし、週1回、 1日あたり3時間以上、食品等の配布を行う (ウ)月1回（年12回以上）、対象者の自宅へ食品等を 配送する (エ)その他、補助対象団体が提案し、神戸市において 認められた方法により提供する		500,000 円
(イ)新たにテナント等を常 時借り上げ、週2回、 1日あたり3時間以 上、食品等の配布を行 う	補助金交付初年度の団体	2,000,000 円
	上記以外の団体	1,000,000 円

5. 補助対象経費

事業の実施に要する経費のうち、次の経費が補助の対象となります。

費 目	内 容
人件費	ボランティアの謝金等人件費、交通費
事業費	消耗品費、印刷費、広報費、通信運搬費、食品購入費、保険料、光熱水費、会場借上費、テナント等賃借料、配送料
備品購入費	その性質形状を変えることなく、おおむね1年を超えて使用に耐えるもので、取得価格（消費税含む）が2万円以上のものを備品とする。ただし、机・椅子類は金額に関係なくすべて備品とする。 なお、活動を記録するためのカメラやビデオ、パソコンなど当該事業以外にも利用する備品購入費は対象外とする。
改修費	新規でテナント等を借り上げる場合において、事故防止のための床補修等、必要最低限の改修に要する費用のみ対象とする。

- ・ 団体の運営に要する経費（団体の事務職員の賃金や役員報酬、事務所の維持管理費や借上費など）、事業に直接必要とされない経費、使途が特定できない経費、団体の構成員の親睦等のための会合や会議の開催経費、飲食にかかる経費は対象外となります。
- ・ また、講師謝礼やその他の人件費をはじめ、通常より著しく高額な経費と判断される部分については補助対象外となります。

6. 補助対象期間

補助対象期間は下記の通りです。

補助対象期間	申請期間 (申請締め切り日)	補助金交付決定通知
令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	令和4年3月2日(水)	令和4年3月上旬頃

※ただし、補助金は予算の範囲内とします。補助交付決定額が予算の範囲を超えた場合、補助金の募集を予告なく終了する場合があります。

7. 応募方法

以下の提出書類を作成のうえ、神戸市こども家庭局こども未来課にメールでお送りください(提出先メールアドレス:kobe_kodomomirai@office.city.kobe.lg.jp)。

メールでの送付が難しい場合、郵送での受付も可能です。事前に当課にご連絡ください。

提出いただいた書類に基づき、事業内容についてヒアリングおよび現地確認を実施することがあります。

【提出書類】

- ・ 補助金交付申請書(様式第1号)
- ・ 事業計画書(様式第2号)
- ・ 収支予算書(様式第3号)
- ・ 応募団体の概要(定款、決算書、パンフレットなど)、団体の地域活動又は児童の支援に資する福祉活動等の活動実績(1年以上)がわかるもの
- ・ 法人格を有しない団体(ふれあいのまちづくり協議会等地域団体は除く)は、活動目的、構成員、事業内容がわかるものに加え、構成員の名簿、構成員の地域活動又は児童の支援等に資する福祉活動等の活動実績(1年以上)がわかるものとしします。

8. 補助団体の選定方法

申請書の内容について、必要に応じて市のヒアリングや実施場所の確認などを行った上で、市の審査会において、書面審査により、公益性、要件への適合性、事業の効果、計画性(実現可能性)、継続性、収支の妥当性、当該地域の子育て世帯への食支援等の実情を総合的に考慮し、予算の範囲内で補助の採否及び補助予定金額を決定します。

9. 事業報告

補助団体は毎月10日までに、前月の食品等を提供した対象者数等及び食品等の取扱状況を様式第12号、様式第13号に記入の上、市こども未来課に提出してください。

年間の事業期間終了後1か月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、事業報告書(様式第8号)、収支決算書(様式第9号)、補助金の使途が確認できる明細一覧、実施日数及び食品等を提供した対象者数がわかる一覧等を提出いただきます。

※1 収支決算書については、事業年度末に第三者の監査を受ける又は団体の総会等で報告することとし、これを証する書面を添付してください。

※2 事業報告書・会計の内容等について、必要に応じて臨時に報告を求め、実地調査を行うことがあります。

10. 補助金の交付

実績報告書類等の内容を基に、補助交付金額の確定を行った後、各団体からの請求(様式第7号)に基づいて交付します。

ただし、補助金の交付目的を達成するため必要と認める場合は、補助事業の完了前に、補助金の交付予定額の全部または一部について概算払いにて交付します。

補助金を請求し、交付を受けている団体について、確定した事業にかかる経費が、補助交付済額よりも少ない場合は、その差額を市に返還するものとします。

11. その他

(1) 交付決定について

本募集は、令和4年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算が成立しない場合には、この募集に基づく交付決定をしないことがあります。

(2) 事業内容の変更

事業内容の変更については、軽微なものを除き、市に事業計画変更申請書(様式第5号)を提出し、市の承認を得る必要があります。

(3) 補助金の取り消し

下記のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずる場合があります。

ア 補助金を対象事業以外に使用したとき

イ 補助金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき

ウ その他「子育て世帯への食を通じたつながり支援事業補助金交付要綱」の規定に違反したとき

12. 問い合わせ先及び送付先

〒650-8570

神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館7階

神戸市こども家庭局こども未来課

電話 078-322-5213

メール kobe_kodomomirai@office.city.kobe.lg.jp

(合意書記載例)

食品等の譲渡に関する合意書

食品拠点業務受託者〇〇〇（以下「甲」という。）、食支援団体◇◇◇（以下「乙」という。）及び神戸市（以下「丙」という。）は、子育て世帯への食を通じたつながり支援事業における、丙の乙に対する食品等提供企業から提供された食品等（以下「提供食品等」という。）の譲渡に関して、以下のとおり合意する。

1 食品の譲渡

丙は、甲において管理する提供食品等を、乙に譲渡する。

甲は、提供食品等について、乙の希望を考慮して、譲渡する食品等の種類や量、配送方法や納期を検討し、乙に対しこれを配送するものとする。ただし、甲から乙への配送については、原則として週1回とする。

2 提供食品等の品質確保

甲は、食品衛生法その他関係する法令（消費期限又は賞味期限内であることを含む。）を遵守するものとする。

3 食支援団体における提供食品等の保存の方法及び消費期限又は賞味期限の厳守

乙は、提供食品等の品質が保持されるよう適切に保存するものとし、定められた消費期限又は賞味期限を厳守するものとする。また、丙は乙に対して提供食品等を適切に取り扱うよう指導することができるものとする。

4 食支援団体における提供食品等の転売等の禁止

乙は、提供食品等を転売せず、金銭その他の有価物と交換をしないものとする。

5 食支援団体における提供食品等の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告

乙は、提供食品等の取扱いに関する情報を記録し、丙に提出する。丙はこれを5年間保存するものとする。また、丙に対し、提供食品等の利用の結果を定期的に報告するものとする。

6 責任の所在

(1) 譲渡段階及び消費期限又は賞味期限までの提供食品等の品質については、原則、甲及び食品提供企業等において品質を保証するが、譲渡後の保存方法や消費期限又は賞味期限の遵守については、乙の責任において管理すること。

(2) 食品衛生上の問題については、譲渡前の原因によるものは甲又は食品提供企業等の責任、譲渡後の原因によるものは乙の責任とする。

7 提供食品等に係る事故発生時における対応

甲、乙及び丙は、提供食品等に係る事故が発生した場合、甲、乙及び丙又は関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明や事後の対応、再発防止策等について、別途誠実に協議するものとする。また、乙は提供食品等について事故等が発生した際には、食品提供企業等ではなく、まず丙に連絡するものとする。

8 食支援団体における提供食品等の情報の取扱い

提供食品等の製造・販売者名、食品の名称等に関する情報の公表や取材時における取扱いについては、丙に確認を行い、丙を通じて食品提供企業等からの指示に従うものとする。

9 合意書の有効期間

本合意書の有効期間は、令和5年3月31日までとする。

本合意の証として、本合意書3通を作成し、互いに記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 住 所
名 称
代表者名 ⑩

(乙) 住 所
名 称
代表者名 ⑩

(丙) 住 所
名 称
代表者名 ⑩